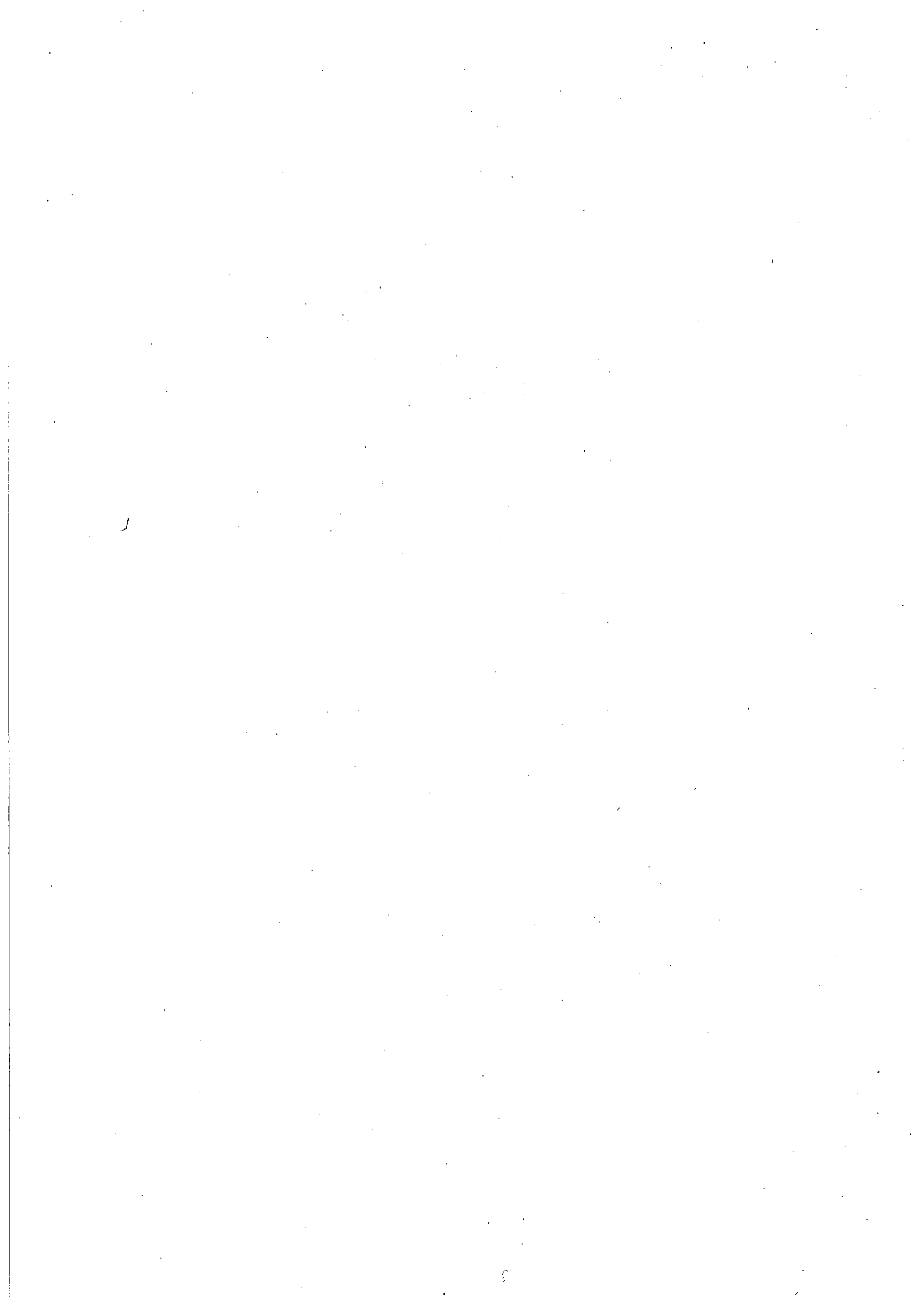


令和 3 年第 2 回

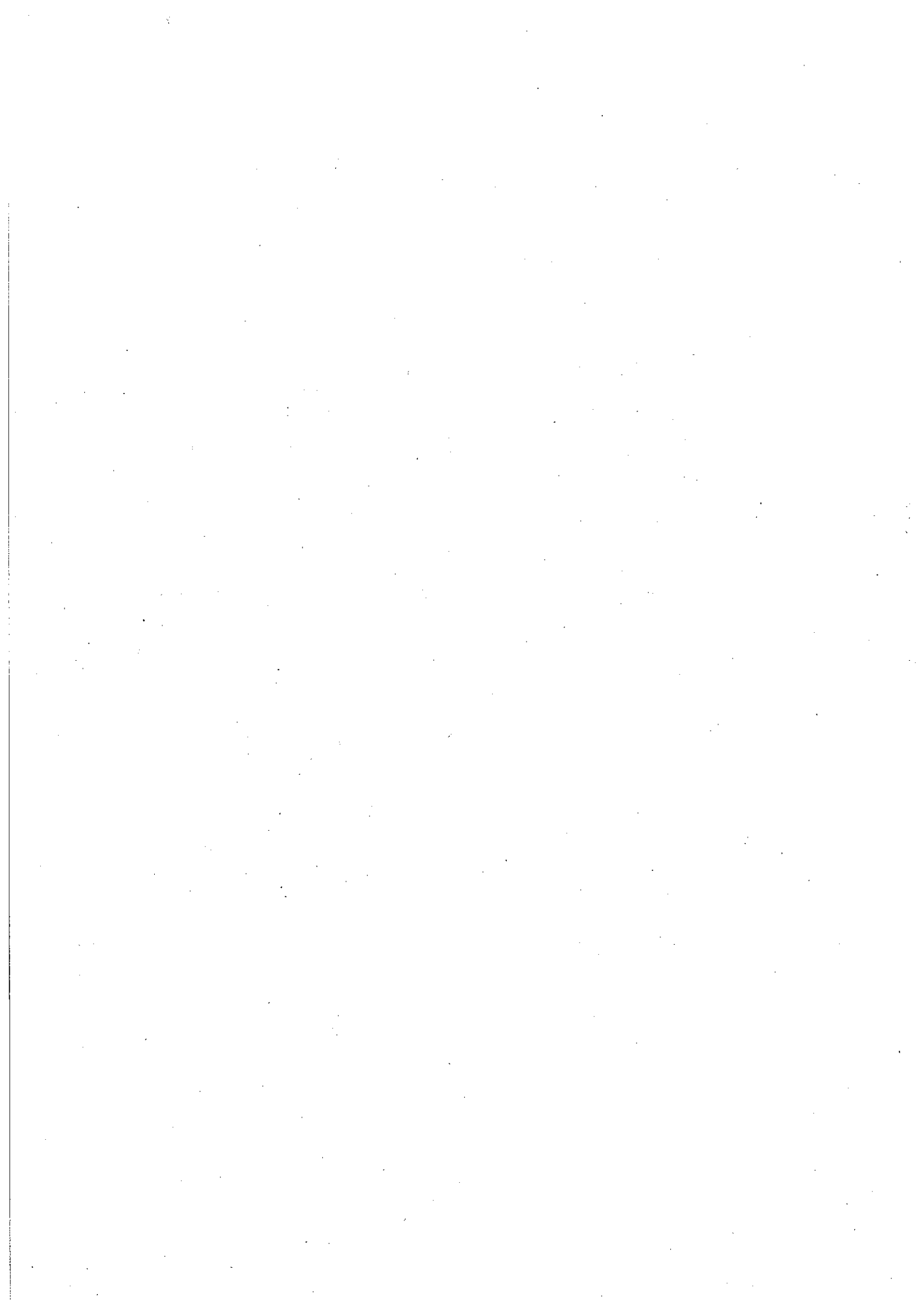
八千代市議会定例会議案

八 千 代 市



目 次

議案第 1 号	八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第 3 号	令和 3 年度八千代市一般会計補正予算（第 4 号）	1 1 頁
議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて （八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について）	1 3 頁
議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 3 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号））	1 9 頁
議案第 6 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 3 年度八千代市一般会計補正予算（第 3 号））	2 1 頁
議案第 7 号	路線の認定について	2 3 頁
議案第 8 号	教育委員会委員の任命について	2 5 頁



議案第1号

八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について
八千代市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月10日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例等の一部を改正する条例
(八千代市税条例の一部改正)

第1条 八千代市税条例(昭和29年八千代市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」を加え,同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」に改め,同項第5号及び第6号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」を加え,同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」に改め,同項第8号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き,」を加え,同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は,現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長

に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第

38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第15項を削り、第16項を第14項とし、第17項を第15項とする。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令

和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第18条の8第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第22条の2中「第13項、第18項、第22項、第24項、第29項、第33項、第37項、第38項、第42項から第44項まで若しくは第48項」を「第10項、第15項、第19項、第21項、第26項、第29項、第33項、第34項、第37項から第39項まで若しくは第43項」に改める。

附則第34条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(八千代市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八千代市税条例等の一部を改正する条例（令和2年八千代市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、八千代市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、八千代市税条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、八千代市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の

4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、八千代市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中八千代市税条例第34条の7第1項の改正規定、第74条の2の次に1条を加える改正規定、第75条第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項及び第3条第2項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中八千代市税条例第24条第2項の改正規定及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。

）第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が前条第1号に規定する規定の施行の日（以下この項及び次条第2項において「施行日」という。

）以後に支出する新条例第34条の7第1項各号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の八千代市税条例第34条の7第1項各号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第10条の2第15項の規定は、令和3年4月1日以後に改正

法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

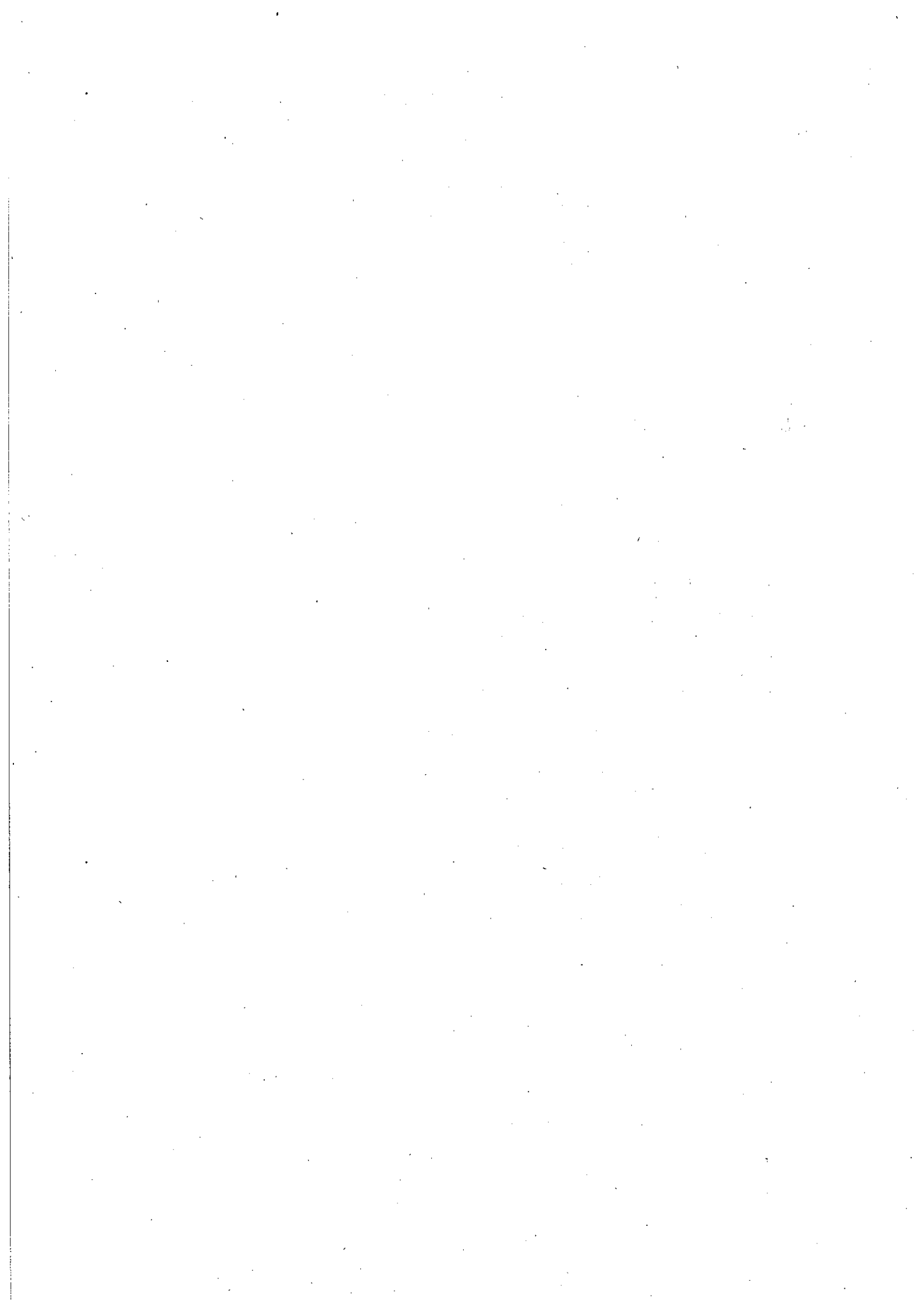
第4条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 2 号

八千代市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

八千代市固定資産評価審査委員会条例（昭和 2 9 年八千代市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り，第 5 項を第 4 項とし，第 6 項を第 5 項とする。

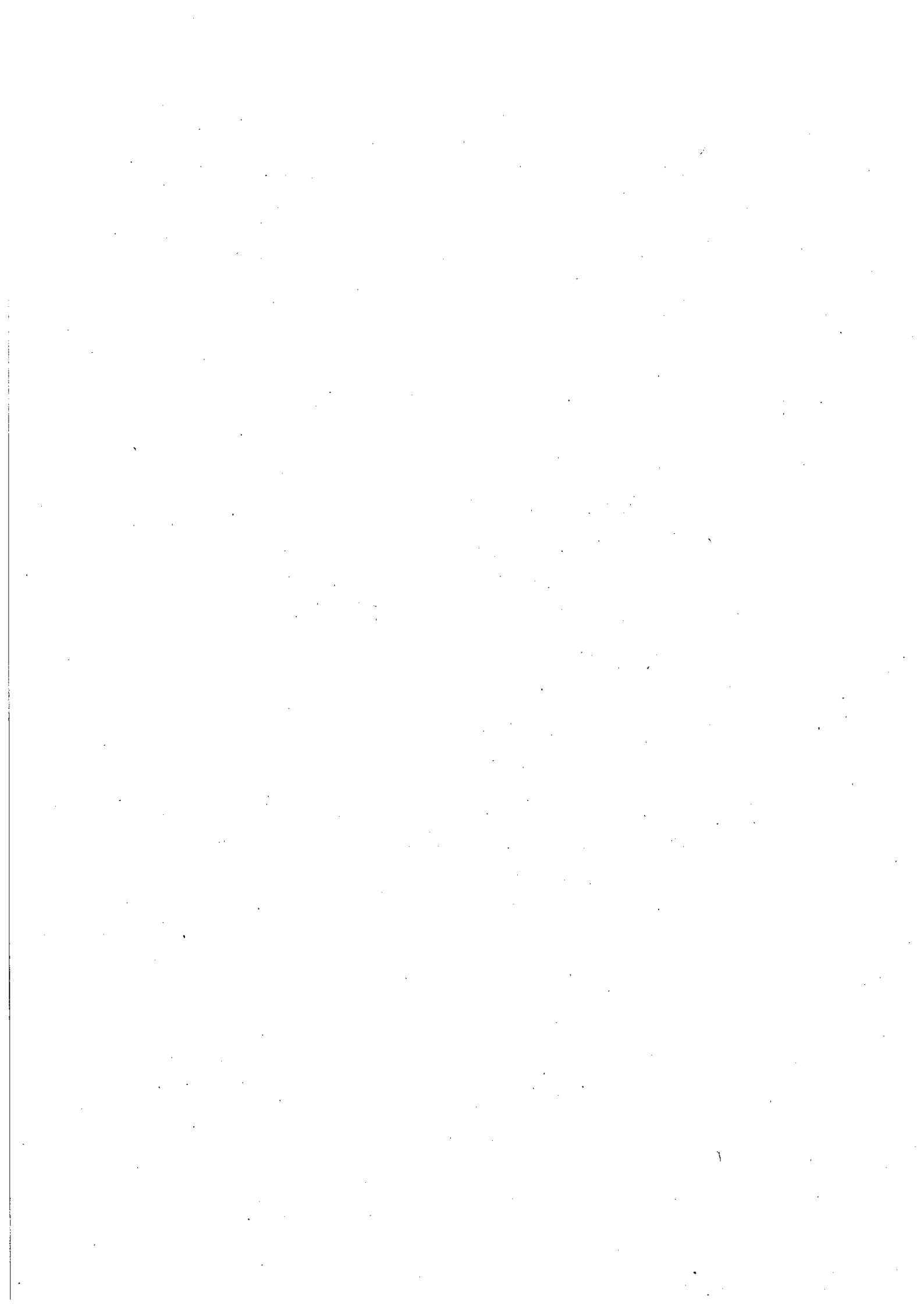
第 8 条第 5 項中「記載し，提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

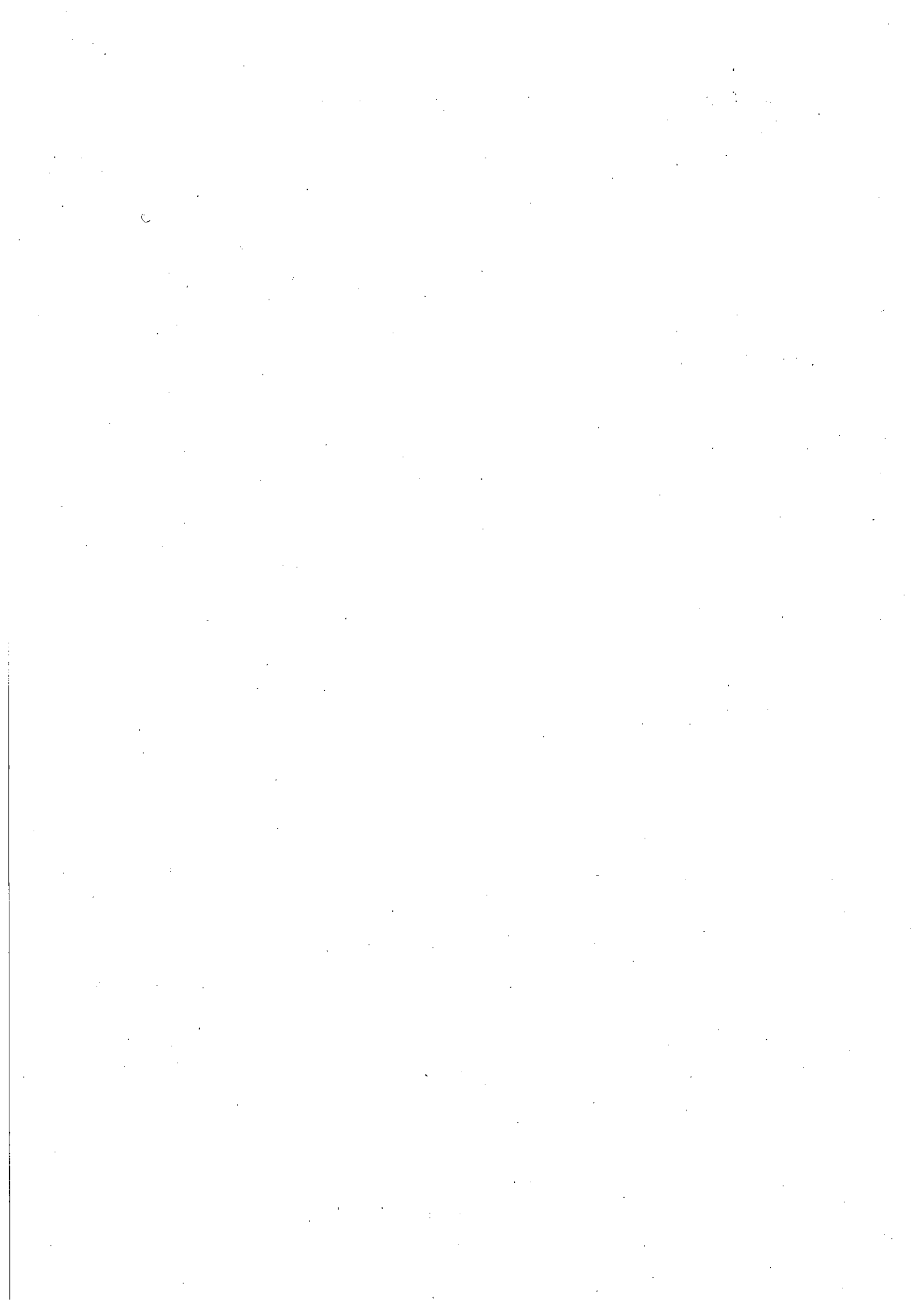
この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

固定資産の価格に係る不服審査手続における審査申出書等への押印等を不要とするため，条例を改正いたしたい。



議案第 3 号 令和 3 年度八千代市一般会計補正予算 (第 4 号)



議案第4号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市税条例の一部を改正する条例について特に緊急を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和3年6月10日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月31日専決

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和29年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条，次条第2項及び」を「この条，次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令

第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払いをする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の5中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）」に、「附則第22条第1項」を「附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第13条の2第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 令和2年度分の固定資産税について八千代市税条例の一部を改正する条例（令和3年八千代市条例第15号）による改正前の八千代市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第14条中「同条第1項」を「附則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の3第2項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の3の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第19条（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第19条の2及び第19条の3中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第19条の4及び第19条の5中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第19条の6中「附則第22条第1項」を「附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第20条（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第20条の3中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第20条の4中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び第4条において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法に

よる同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前行ったこの条例による改正前の八千代市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

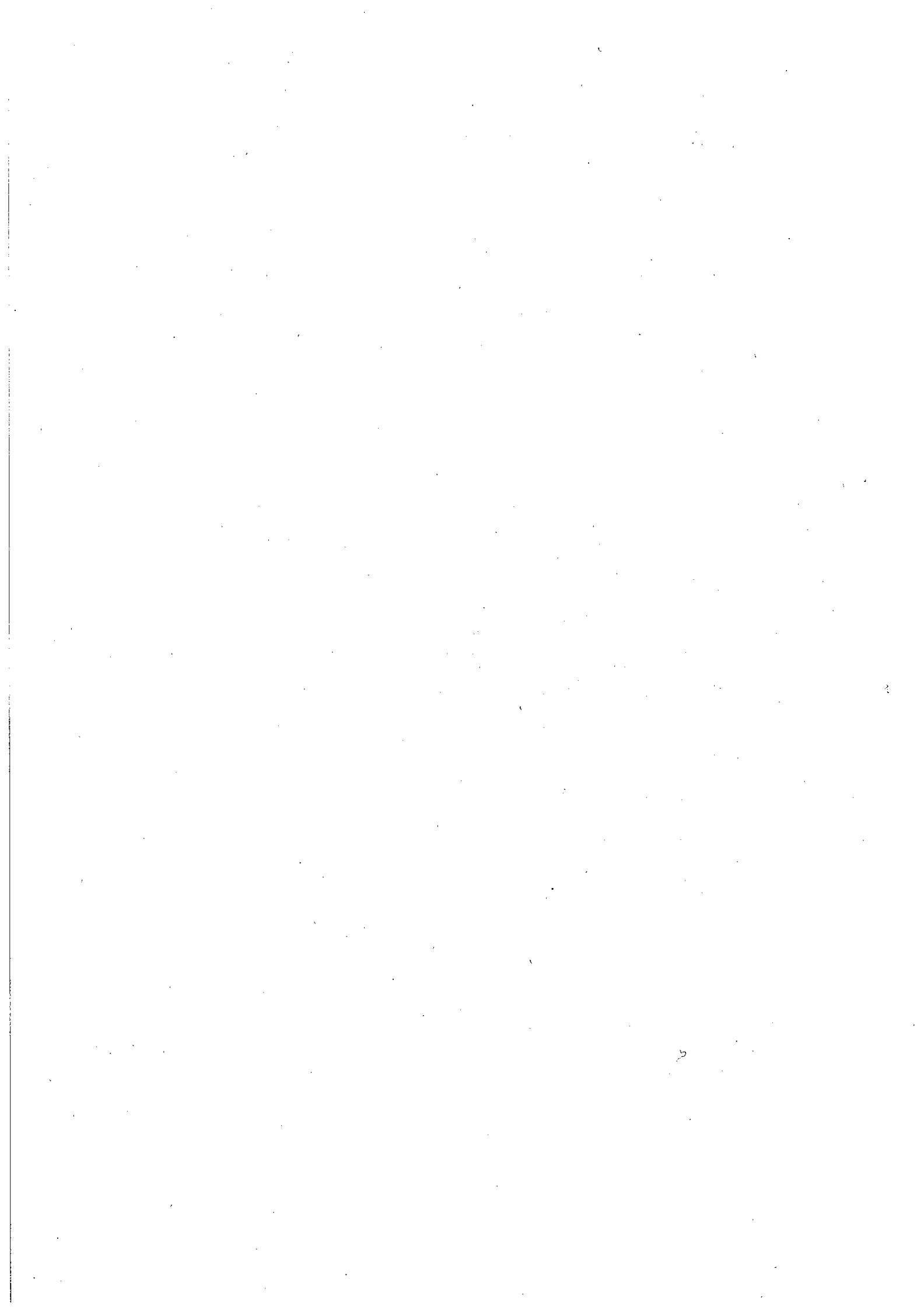
第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、専決処分したので、承認を求めたい。



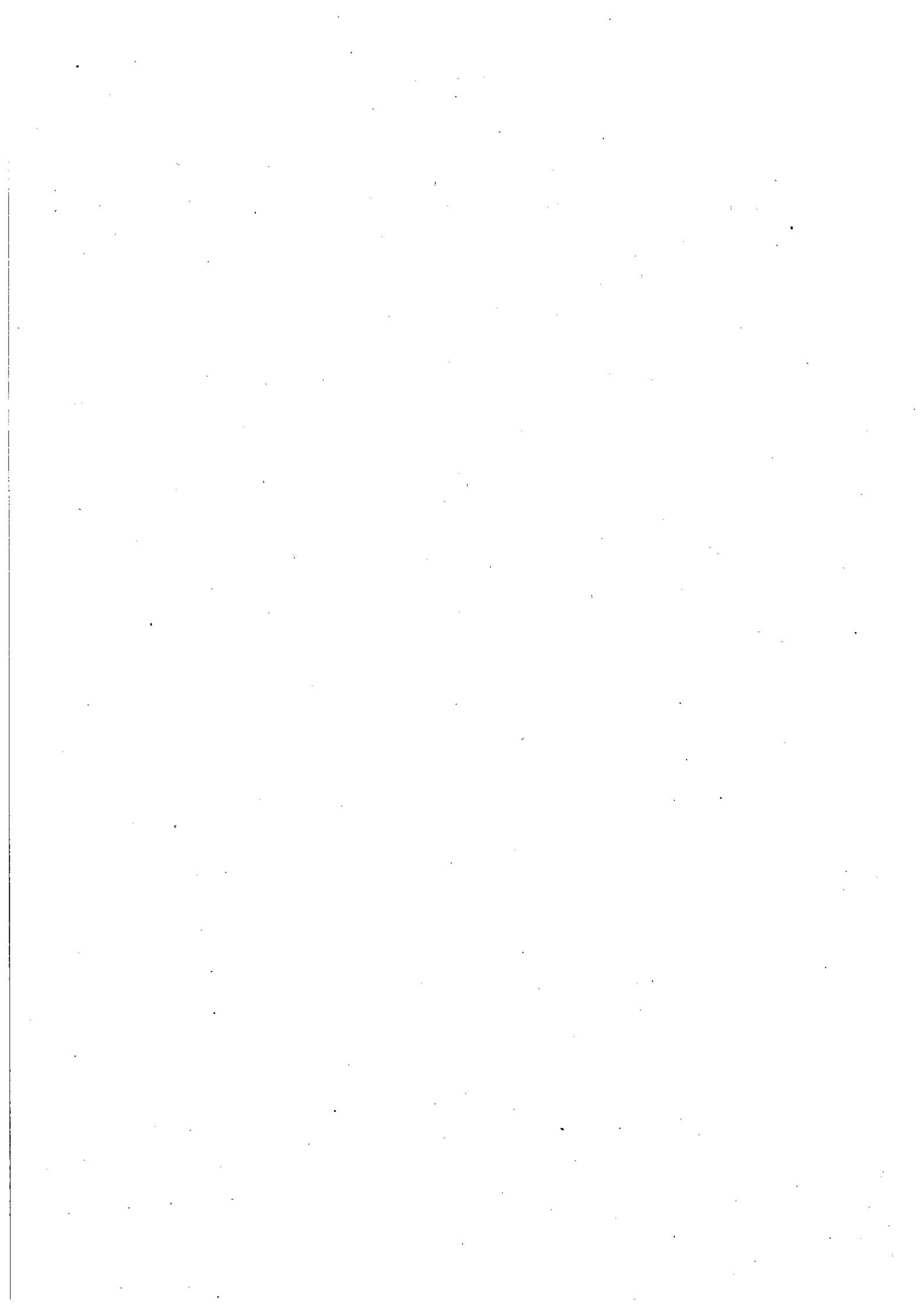
議案第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度八千代市一般会計補正予算（第 2 号）について特に緊急を要する
ものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

八千代市長 服 部 友 則



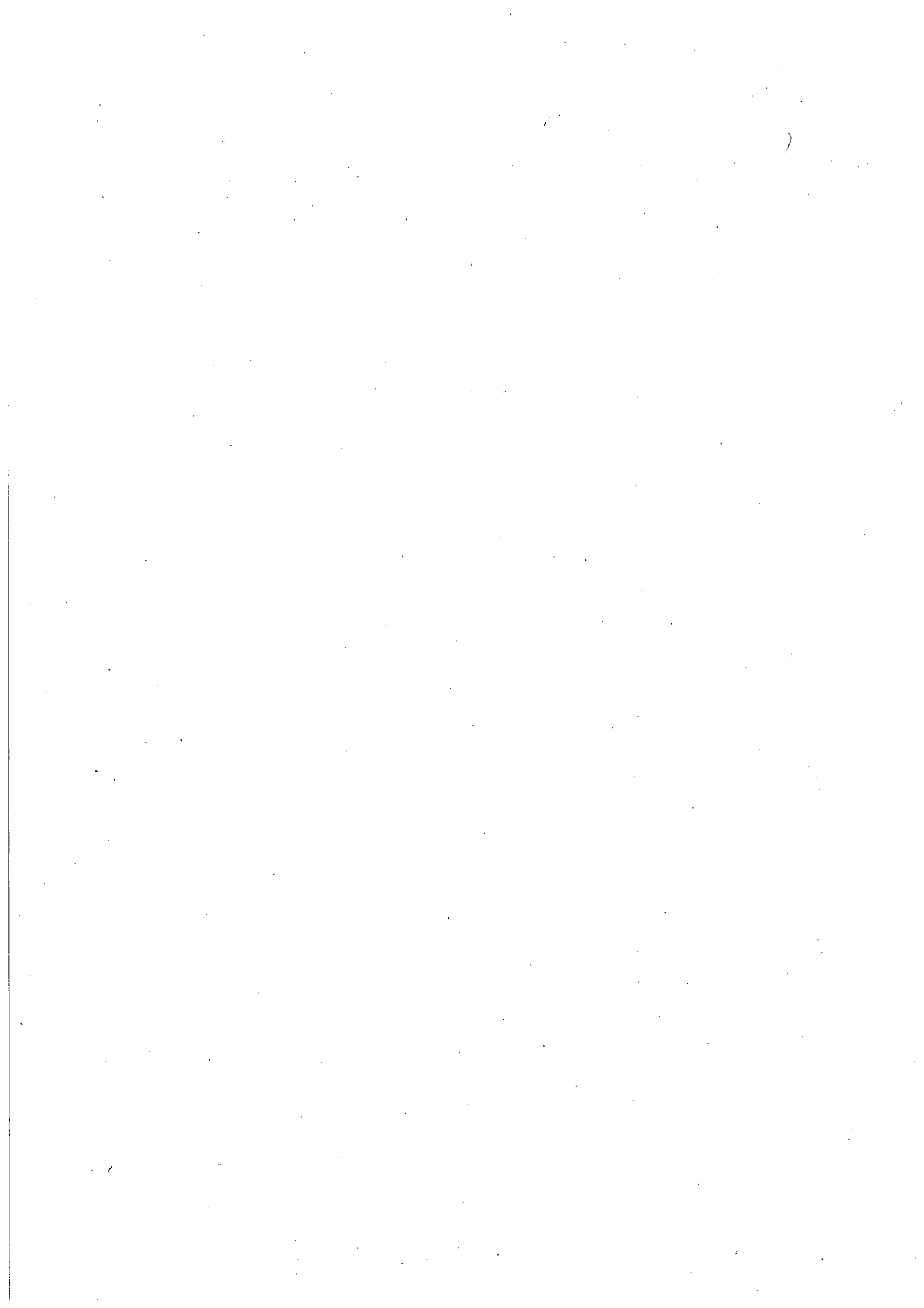
議案第6号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度八千代市一般会計補正予算（第3号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和3年6月10日提出

八千代市長 服部友則



議案第7号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和3年6月10日提出

八千代市長 服部友則

記

整理番号	路線名	起点 (地番地先)	終点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
130220	八千代台北 206号線	八千代台北十一丁目 308番432	八千代台北十一丁目 308番107		
130221	八千代台北 207号線	八千代台北十一丁目 308番429	八千代台北十一丁目 308番423		
130222	歩行者道 66号線	八千代台北十一丁目 308番420	八千代台北十一丁目 308番420		
210160	高津 137号線	高津字橋土 1007番5	高津字橋土 999番11		
220130	高津 138号線	高津字宮ノ前 339番6	高津字宮ノ前 342番19		
220131	高津 139号線	高津字宮ノ前 341番18	高津字宮ノ前 342番10		
300564	大和田新田 483号線	大和田新田字太郎右衛 門野 428番1	大和田新田字太郎右衛 門野 427番76		
400516	緑が丘西 138号線	緑が丘西四丁目 4番23	緑が丘西四丁目 4番29		
400517	緑が丘西 139号線	緑が丘西五丁目 25番18	緑が丘西五丁目 25番32		
400518	大和田新田 484号線	大和田新田字麦丸台 647番24	大和田新田字麦丸台 647番22		

700570	上高野 200号線	上高野字大山 460番1	上高野字大山 441番14		
700571	上高野 201号線	上高野字大山 441番28	上高野字大山 441番16		
700572	村上 268号線	村上字殿ノ内 1571番41	村上字殿ノ内 1576番1		
700573	上高野 202号線	上高野字大野 1289番140	上高野字大野 1289番147		
700574	村上 269号線	村上字黒沢台 1902番8	村上字黒沢台 1902番62		
700575	村上 270号線	村上字黒沢台 1975番175	村上字黒沢台 1975番49		
820253	勝田 47号線	勝田字五反目台 688番6	勝田字五反目台 688番1		

提案理由

開発行為により築造された道路等を市道路線として認定いたしたい。

議案第8号

教育委員会委員の任命について

八千代市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和3年6月10日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 川嶋一永

住所 千葉県八千代市村上

提案理由

令和3年7月6日付けで任期満了となることに伴い、次期教育委員会委員を任命いたしたい。

